

平成30年度 第1回甲賀市下水道審議会 概要報告

1. 開催日時 平成30年7月27日（金） 午後2時00分から午後4時00分まで
2. 開催場所 甲賀市役所別館1階 会議室101
3. 議 題 ・ 審議
 - ①平成29年度下水道事業会計決算について
 - ②平成29年度一般会計(浄化槽関係)決算について
 - ③平成30年度下水道事業の状況について
4. そ の 他 ①下水道使用料の検討と今後のスケジュールについて
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者
委 員 福西義幸委員、森村秀紀委員、木村万百合委員、福井誠委員、
大林鉄男委員、福田佳子委員、山川芳範委員、木村春美委員、
奥田永子委員、松下富男委員
以上10名

事務局 上下水道部 小嶋部長、立岡次長
下水道課 樋口課長、西田参事
上下水道総務課 大谷課長、北村課長補佐、西村課長補佐、
岡崎係長、中辻係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要 別紙のとおり

○出席委員数の報告

出席委員は10名で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市下水道審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告。

○審議

事務局 (平成 29 年度甲賀市下水道事業会計決算について、資料に基づき説明。)

(質 疑)

委員 公共・農排の未収金で、1 件あたりの最大額はどのくらいか。水道は給水停止できるが、下水道はできない。何かできるのか。

事務局 下水道は自力執行権があり、銀行預金、あるいは給与の差押もできます。水道の方はそういったことができないため、給水停止をし、最終的には裁判所に申し立てるということになります。

委員 甲賀市に合併してから資産を差押した例はあるか。

事務局 下水道使用料での例はあります。
督促あるいは納付交渉等、なかなか支払っていただけない場合はそういった対応もせざるを得ません。資産のない方については最低生活権がありますのでできない部分もありますが、資産がある場合にはそういった対応もしています。

委員 特に徴収しにくいのは過年度分だと思うが。

事務局 過年度分を増やさないために、まず現年度分を早期の対応で確実に納めていただくことで次の年に残さないということが大事だと思っています。
平成 29 年度につきましてはお客様センターが甲南から移転しまして、来庁者数も 3 倍ぐらいに増えています。来ていただきやすい環境になりましたので、そういった部分も一定効果がでていると思いますし、日々きめ細かい対応をしていくことが大事だと思っています。

委員 できれば、旧町単位の未収金がどれだけあるのか出していただきたい。
また、負担金、分担金の未収金で 1 件いくらかののものがあるのか。旧町単位で未収金がどれくらいあるのか掴んでおきたい。

委員 企業の下水道使用料等は、口座引き落としにされていないのか。

事務局 企業の下水道使用料の未納はほぼ無いです。企業は、一般家庭よりも口座振替は少ない状況です。一般家庭は口座振替が大半を占めています。コンビニ収納という方法もあります。

委員 企業の方は振込用紙を持って振り込みにいくのか。

事務局 絶えず銀行とのやり取りがあり、大きな企業は口座振込というのは少ないかと思います。

委員 銀行への振込みは毎月か。それとも1年にまとめてか。

事務局 下水道使用料としては2ヶ月に1回です。

委員 それを全て口座振替にしてくださいというのは難しいのか。

事務局 口座振替の推進はしておりますが、企業につきましては、経理等の支払処理の関係がありますので難しいかと思います。ただ未納になるということは通常の企業ですとほぼありません。

委員 未納がこれだけあるのは、個人の分が積み重なってということか。

事務局 そうです。

委員 その方たちは振り込みしないということか。

事務局 口座振替にしている方は引落としされますが、口座振替にされていない納付書払いの方は納付がないという状況です。現年度ですと収納率は84%ですので、15%ぐらいが未納になっています。

委員 口座振替の推進は難しいのか。

事務局 口座振替を好まない方も居られ、納付書払いの方が1割ぐらいあります。6ページに記載の現年度分の未収金は約2億1800万円ですが、これは3月末で決算していますので、口座振替で3月31日に引き落としになる分は、一旦未収になり、4月初旬には銀行から入ってきます。決算上はこのような数字となっていますが、3月末の口座引落とし分を含めると、現年度分の収納率は公共で99.39%、農排で99.31%となっています。

委員 企業会計の科目は難しいので、科目表があってこういう科目はこういうお金なのですよというものを別途作成いただきたい。

事務局 補填財源等も含めて解説できるよう資料をつくらせていただきます。

委員 雨水は下水には入っていないという認識だったが、工事の実施一覧では雨水の工事をされていると出ている。西日本豪雨のような大雨が降ってそれが

下水に流れたら溢れたりするという事は起こらないのか。

事務局 他市等では合流式ということで、普段汚水が流れているなかに、雨が降れば雨水も入れてしまうという方法もございますが、甲賀市の下水道事業は分流式ということで、雨水は雨水、下水は下水として分けてやっております。雨水の方も都市計画の下水道事業ということで工事を行なっています。

委員 冠水はしないのか。

事務局 確率雨量という1時間に降る量に基づいて工事をしてはいますが、近年かなりゲリラ豪雨でその域を超えているような状況になってきております。そういう量が降りますと、必ず計算式に基づいたとおりにはいかず、冠水するという恐れも出てきます。

委員 これだけ災害が多いので、工事の中で考えていただきたい。

委員 実際の工事はどこが担当しているのか。

事務局 工事自体は建設部、建設事業課です。

事務局 先程ご質問をいただいております、未収金の話ですけれども、公共下水道が供用開始になって26年程経ちますが、個人の最高で50万円ぐらいです。滞納となった事情は色々あり、破産されている方、それによって資産等の差し押さえ、あるいは競売にかけられているというものもあります。

委員 1件あたりについてはそんなにたいしたことはない。資産差押も臆せずやっていたら未収金はとれない。

事務局 早期の対応をしていきます。

事務局 (平成29年度一般会計(浄化槽関係)決算について、資料に基づき説明。)

(質 疑)

委員 補助金の中で循環型社会形成推進と地方創生污水处理はどんな内容のものか。

事務局 地方創生污水处理整備推進というのは去年からいただいております。今までは循環社会型の方が多く補助金をいただいておりますが、計画の見直しに

より地方創生の方でということになりました。同じく環境省からの補助金ではございますが、内容の計画がちょっと違うということで。主に地方創生の方につきましては、今信楽地域で行っている面的な合併浄化槽の部分、それ以外の分が循環社会型で浄化槽をつないでいただく分の補助金です。

委員 補助率は同じぐらいか。

事務局 同じです。3分の1です。

委員 説明していただくときに今聞いていただいたことをそこまで付け加えて言っていたかとわかりやすい。次回からお願いします。

事務局 (平成30年度下水道事業の状況について、資料に基づき説明。)

(質 疑)

委員 平成30年度については、水口地区の中央雨水幹線整備等々も行われている。この雨量は100年に1回の雨量で計算されているのか。

事務局 10年に1度の雨を想定しています。

委員 30年か35年程前にあった水口豪雨の時には相当水がついた。あの時は雨水幹線がなかった。汚水下水の審議が基本だと思っているが、計画段階においてはこの上下水道部のなかで雨水が入っているので皆さんもご意見あればお願いします。

雨水幹線工事は水口町ばかりか。

事務局 甲南町もあります。

事務局 (下水道使用料の検討と今後のスケジュールについて、資料に基づき説明。)

(質 疑)

委員 11月議案上程は、消費税率の改正の条例改定の件だけか。いずれは使用料そのもののアップも検討していかなければならないが、今回は使用料そのものを値上げするというものではないということでしょうか。

事務局 平成29年度の決算は先程ご説明させていただきましたが、使用料収入で

経費を賄えていない、一般会計からの繰入がないと公共的な整備ができないという状況です。

平成 26 年度当時の下水道の審議会では、企業会計への移行を目前にしていた関係で、使用料について議論いただいております。一般会計からの繰入金の方々の今後の方向性については、財政課と協議の上その時点では増減について示すことは考えていない。一般会計の考え方としては、財源補填の意味合いが強い。総務省からの通達以外の基準外、甲賀市のルールのなかで赤字補填の意味合いが強い繰入金については、企業会計になり独立採算を求められるなかでは 0 に近いというのが理想であるが、現実としては一般会計の負担が必要であるということは認識している。ただ今後においてずっと保証することもできないというのが財政課の見解でした。

それ以後については企業会計に移行し、財務諸表がでてくるなかで、実際どういう方向性をとっていくか議論が必要だということも説明させていただいております。平成 28 年度、平成 29 年度と企業会計へ移行して 2 回目の決算というなかで、そういったことも踏まえまして、使用料の検討、有り方についての議論をお願いします。

委員

今事務局から説明がありましたとおり、甲賀市の下水道事業については、下水道事業の企業収益と、そこへ一般会計からの繰入を負担していただいて、使用料が決まっている。仮に一般会計からの補填がなくなっても何とか運営ができるかという、すぐにはできない。

まず甲賀市として、下水道事業会計の基本的な計画があると思うが、それに合わせていくことになると、どれぐらいのアップ率でやっていくことになるのか。そのなかには人口減少を加味すると m³あたりの負担は高くなっていくのは避けられない。また、既に投資をしている流域の下水場もある。将来補填部分が 2 分の 1 なるのか、補填せずにいくのか。何年ごろにはどのぐらいの率でアップしていかないといけない等々のシミュレーションを事務局サイドで一回やっていただいて、また審議に案としてかけていただくということになるのだと思う。

今回の料金の変更につきましては国が決めた消費税が 8% から 10% へのアップに伴う分の使用料が変わるもので、避けられないものであるが、将来にわたってアップということを検討いただかないといけない時期にきているということでしょうか。

事務局

将来という部分ですが、一般会計からの繰入については、一般会計の方が相当苦しいという中で、交付税が合併のときに比べ、段階的に削減をされていていっています。また、義務的経費、扶助費とか人件費、公債費のほうも相当増えてくるというなかで、他の一般会計の経費も全部削減の方向ということで検討するようと言われていた部分もございまして。今回平成 29 年度決算ができましたので、経営戦略を平成 28、29 決算に置き換えてみたなかでの收支見直しと、一般会計からの繰出しの減額を見込んだなかで收支見直しを立ててみる予定をしております。その見直しをみたなかで、ご意見をいただきたいと考えておりまして、できれば 9 月か 10 月ぐらいに検討いただける資

料を作ったなかで、もう一度審議会で集まっていただいて色々なご意見をいただきたいと考えているところでございます。

委員 資料のなかにある9月か10月頃に第2回目の甲賀市の下水道審議会を開催いただいて、その段階で事務局の方から「こういう感じですが、こういう案です、こういう方針なのです」ということを提示いただいて、それに基づいて委員の我々が検討させていただくということによいか。

事務局 県の施設ですが、ここの経営計画も5年に1度見直しということになります。流域下水道への維持管理負担金ということで、3億8,800万円ほどの支出がありますけれども、ここの算定自体も5年スパンで見直しがあります。一定その経営計画も合わせたなかでの収支も考えてみたいと考えています。

○会議内容の公開又は非公開について

事務局 本日の、会議内容の公開、非公開についてであります。冒頭にも申し上げましたが、当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。

本日の資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれてございませんので、全て公開とし、前回同様、議事録での発言者は個人名でなく、委員として公開させていただきます。